

基本方針 1

未来へつなげる！

**市民の誰もが思いを実現し、
健康で活躍できるまちづくり**

- 1 基本的人権の尊重
- 2 地域福祉の充実
- 3 高齢者福祉の充実と生涯活躍のまちづくりの推進
- 4 障がい者（児）福祉の充実
- 5 子育て支援の充実
- 6 生活福祉の充実と住まいの確保
- 7 疾病の予防と地域医療体制の確立
- 8 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の安定的な運用
- 9 介護保険の安定的な運営
- 10 ライフパフォーマンス向上とスポーツ・生涯学習の推進
- 11 学校・幼稚園教育の充実と青少年の健全育成

1-1

基本的人権の尊重



1 施策分野の目指す姿

市民一人ひとりが、互いに人権を尊重し、年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無などに関わりなく多様性を認め合い、誰もが安心して、いきいきと輝いて暮らすことができるまちを目指します。

2

現状・問題点

近年、社会にはいじめや虐待、インターネット上での誹謗中傷、同和問題、高齢者・障がい者・外国人・LGBTQ+※への差別、パワハラ・セクハラ問題など、さまざまな人権問題が存在しています。平成28年には障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法のいわゆる「人権三法」が施行されました。しかしながら、社会には依然として多くの偏見や差別が残っており、本市においても、自治会単位での人権問題地域懇談会や人権擁護委員による特設人権相談、人権講演会、子どもたちの人権作品の展示などの啓発活動を通じ、市民に対して幅広く人権意識の向上を呼びかけています。

3

解決すべき課題

1948年に国際連合で採択された「世界人権宣言」では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と宣言しています。この理念を実現するためには、市民一人ひとりの意識の変革が不可欠です。

多様化、複雑化している人権問題に対し、行政による人権啓発活動に加え、市民や企業、団体など、あらゆる主体が連携、協働した取組を進めることで、社会の人権意識を高めていく必要があります。

4

施策

1 人権教育及び人権啓発の推進

担当課：くらし・人権課 / 地域学習推進課

【市が取り組むこと】

- 差別のない社会を実現するため、人権問題地域懇談会において市民の人権意識の高揚に取り組みます。
- 市民が、自らの問題として人権問題に関心を持ち、人権問題への理解を深めることが出来るよう、さまざまな場面で効果的な人権教育や啓発を実施します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 人権を尊重し、多様性を認め合う社会についての理解を深めるとともに、さまざまな人権問題について主体的に学び、正しい知識を身に付けましょう。
- **市民** あらゆる暴力・人権侵害を絶対にしない、させない、許さないという意識を持ちましょう。



▲人権啓発資料

2 男女共同参画社会の推進

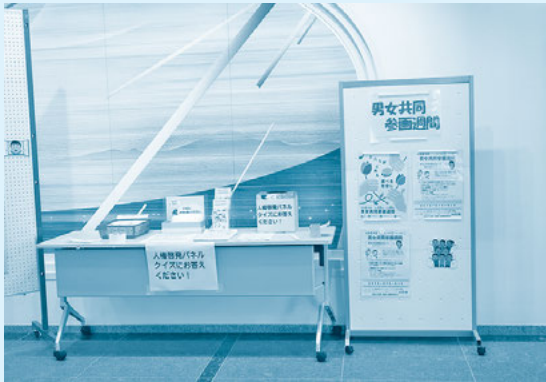
担当課：くらし・人権課

【市が取り組むこと】

- 性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消するとともに、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、広報や啓発活動に取り組むとともに、パートナーシップ宣誓制度※の普及啓発に取り組みます。
- 配偶者からの DV などのあらゆる暴力を根絶するため、被害者を保護する体制の整備、相談機関の周知を行うとともに、性的マイノリティ（LGBTQ+）の理解促進に関する広報や啓発に取り組みます。

【市民等が取り組むこと】

- **市民・地域・事業所** 男女共同参画の意義を理解し、家庭、地域、職場などへの浸透を図りましょう。



▲男女共同参画週間



5

成果指標

- 基本的人権が尊重されていると感じる市民の割合 [対応施策：1]



- 人権侵害に関する事象の発生件数 [対応施策：1]



- 市の審議会等における女性委員の割合 [対応施策：2]



- 社会全体で、男女の地位が平等になっていると感じている市民の割合 [対応施策：2]



6

関連する個別計画

【計画名】 美馬市男女共同参画基本計画（第 4 期）

【計画期間】 令和 7 年度～令和 11 年度

※ LGBTQ+…性的少数者の総称のひとつで、「Lesbian（女性同性愛者）、Gay（男性同性愛者）、Bisexual（両性愛者）、Transgender（身体と性と心が一致していない者）、Questioning（自身の性的指向や性自認について問い続けている者）」のそれぞれの頭文字を組み合わせたもので、それ以外の多様な性のあり方を包括する意味で+（プラス）を付け加えて用いられます。

※ パートナーシップ宣誓制度…法律上の婚姻関係とは異なり、一方または双方が性的マイノリティである二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることの「宣誓書」を市に提出し、市が結婚に準じる関係として「受領証」等を交付するものです。

1-2

地域福祉の充実



1 施策分野の目指す姿

全ての市民が地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。

2

現状・問題点

少子・高齢化や、高齢者世帯、一人暮らし世帯の増加、住民同士のつながりの希薄化など、地域を取り巻く状況は大きく変化しています。また、市民の生活上の課題は多様化、複雑化しており、介護や子育て、貧困、社会的孤立といった問題を同時に複数抱えるケースも増えています。

民生委員・児童委員による相談や支援については、目標件数を概ね達成するとともに、福祉事務所などの関係機関への連携も行われていますが、高齢化などにより今後委員の担い手が不足することが見込まれています。

また、市民アンケート調査結果によると、「地域福祉が充実している」と感じる市民の割合が低下傾向にあります。

3

解決すべき課題

市民に対し各種制度・施策や相談窓口の周知啓発を行うと同時に、利用の促進を進めていくことが重要です。そのためには、社会福祉協議会など地域福祉団体との連携と、必要に応じた活動支援が求められます。また、地域における相談窓口である市内各地区の民生委員・児童委員の活動の充実を図るための取組を今後も進める必要があります。

4

施策

1 地域福祉への市民参加の促進

担当課：生活福祉課

【市が取り組むこと】

- 地域住民の「自分が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢を引き出し、地域生活における課題の解決に向けた取組を進めます。
- 「地域の支え合い」という福祉の理念が地域に浸透するよう、市民や社会福祉協議会などと協働し、誰もが福祉活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 地域の協働による活動やボランティア活動に参加し、福祉への理解や関心を高めましょう。
- **地域** 地域住民同士で課題解決に向けて地域づくりに取り組み、それぞれが役割を持つ場を見つけましょう。



2 社会福祉団体の活動支援

担当課：生活福祉課

【市が取り組むこと】

- 地域住民の身近な相談相手として、また、行政とのつなぎ役として重要な役割を担う民生委員・児童委員がよりの確な相談対応や援助を行うことができるよう、研修などを充実します。
- 社会福祉協議会が専門性を生かしながら、地域の多様な福祉ニーズに対応した公益的かつ効果的な取組を推進することができるよう、支援します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 自分の趣味や仕事などでこれまで培ってきた経験や知識、能力を地域で生かしましょう。

3 災害時要援護者支援体制の確立

担当課：生活福祉課

【市が取り組むこと】

- 高齢者や障がい者など、災害発生時に自力で安全な場所へ避難することが困難な災害時要援護者を把握し、地域住民や関係機関と連携した避難支援体制を整備します。

【市民等が取り組むこと】

- **地域** 隣近所や地域内での挨拶や声かけの実施により、地域の災害時要援護者を把握し、自治会を通じて市の窓口へ連絡しましょう。

4 包括的な相談・支援体制の確立

担当課：生活福祉課

【市が取り組むこと】

- 生活困窮者や高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、支援や配慮を要する方に対して、生活の安定や自立の促進に向けた取組を進めます。
- ひきこもりや生活困窮、育児と親の介護が同時に発生するダブルケアなど、市民の複合的な課題に対応できる包括的な相談、支援体制を整備します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 問題を抱えて孤立する前に、市や福祉事業者などの各種相談窓口へ相談しましょう。

5

成果指標

- 地域福祉が充実していると感じる市民の割合 [対応施策：1]



- 民生委員・児童委員の活動実績 [対応施策：2]



- 個別避難計画の策定率 [対応施策：3]



- 困り事を抱えたとき、市の相談窓口があることを知っている市民の割合 [対応施策：4]



6

関連する個別計画

[計画名] 第4期美馬市地域福祉計画

[計画期間] 令和7年度～令和11年度

1-3

高齢者福祉の充実と 生涯活躍のまちづくりの推進



1 施策分野の目指す姿

高齢者が経済的な安定を確保し、住み慣れた地域でいきいきと生活しながら「100歳人生」の後半期に活躍することができるまちを目指します。

2

現状・問題点

令和6年3月末における本市の65歳以上の高齢者は10,771人で、総人口の40.6%を占め、高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯も増加しています。本市においてはこれまで、高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防などの支援を一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

しかし、今後、介護や医療のニーズが増大する75歳以上の人口の増加が見込まれることから、医療費や介護給付費の増加に加え、医療や介護の担い手が大きく不足することが懸念されています。

3

解決すべき課題

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けるためには、要介護状態になることをできる限り予防し、要支援状態になっても在宅生活を維持できるようにすることが重要です。そのため、介護や支援が必要になった方が、必要なサービスの利用や権利擁護支援を適切に受けられるよう、人材確保を含め必要な環境を整備することが求められています。

また、「人生100年時代」を迎え、健康寿命の延伸と社会参加を通じた高齢者の自己実現の達成が、人口減少と高齢化が進む本市にとって、重要な課題となっています。

一方、国民年金制度については、日本年金機構と連携した相談業務の充実など、特に若年層に対し制度への理解を深める取組が求められています。

4

施策

1 高齢者の介護予防の推進

担当課：長寿・障がい福祉課

【市が取り組むこと】

- 高齢者が、要介護や要支援状態になることを予防し、自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防ケアマネジメント※に取り組みます。
- 高齢者のフレイル予防※、生活習慣病の発症や重症化の予防に向けた対策を実施します。
- 高齢者の特性に応じたきめ細やかな支援を行えるよう、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組めます。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 通いの場やサロンを利用した運動教室などに積極的に参加し、介護予防に取り組ましましょう。
- **市民** 定期的な健診の受診や適切な治療を継続し、生活習慣病の重症化を予防しましょう。

2 高齢者福祉・介護サービスの提供

担当課：長寿・障がい福祉課

【市が取り組むこと】

- 地域包括支援センターにおいて、高齢者からの相談や高齢者支援の体制を継続するとともに、自立支援に向けた取組を進めます。
- 認知症の人やその家族に対する支援を充実し、チームオレンジ※の設置など「共生の地域づくり」を推進します。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、関係者と連携を強化し、在宅医療と介護サービスを一体的に提供します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 介護や病気、認知症についてなど相談や悩みがある場合は地域包括支援センターに相談しましょう。

3 高齢者の安全や尊厳の確保

担当課：長寿・障がい福祉課

【市が取り組むこと】

- 高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、見守り体制の充実に取り組みます。
- 認知症や寝たきりなど自己の権利を表明することが困難な高齢者が、住み慣れた地域で尊厳を持って生活できるよう、成年後見制度※の積極的な活用を促進し、中核機関の運営など権利擁護事業を強化します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民・地域** 近隣の高齢者に日頃の気配りや声かけを行いましょ。また、高齢者の異変に気づいたときは、関係機関へ連絡するなど必要な支援につなげましょ。

4 高齢者の活躍の促進

担当課：美と健康のまち推進課

【市が取り組むこと】

- 高齢者が学び、集い、交流できる場を確保します。
- 高齢者の外出促進の取組を進めます。
- ポータルサイトなどを活用し、高齢者の経験や知識、技能が発揮できるよう社会参加を促進します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** シルバー大学や各種講座など「学び直し」の機会を活用ましょ。
- **市民** 自分の趣味やこれまで培ってきた経験や知識、技能に加え、「学び直し」によって身に付けた知識などを地域で生かましょ。
- **市民** 周囲の人にも社会参加を呼びかけましょ。

5 国民年金制度の普及

担当課：保険健康課

【市が取り組むこと】

- 老後に安定した生活を送ることができるよう、将来の年金受給権確保に向けて日本年金機構と連携し、国民年金制度に関する周知を行うとともに、相談業務を充実させます。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 国民年金の制度を理解し、国民年金保険料などの期限内納付に努めましょ。

5

成果指標

- 介護・支援を必要としない高齢者の割合 [対応施策：1]



- 介護サービスを必要とときに利用できていると感じる市民の割合 [対応施策：2]



- 成年後見制度活用件数 [対応施策：3]



- 学びや集い、交流できる機会が充実していると感じている高齢期の市民の割合 [対応施策：4]



- 国民年金保険料納付率 [対応施策：5]



6

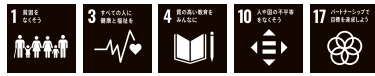
関連する個別計画

【計画名】	第4期美馬市地域福祉計画
【計画期間】	令和7年度～令和11年度
【計画名】	美馬市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画
【計画期間】	令和6年度～令和8年度

※介護予防ケアマネジメント…介護が必要な状態になることを可能な限り防ぎ、もし介護が必要な状態になっても、状態が悪化しないように支援することです。
 ※フレイル予防…「フレイル」とは、加齢に伴い筋力や認知機能などの心身の活力が低下し、要介護状態となる危険性が高くなった状態を指し、健康な状態と介護が必要な状態の中間を意味しています。適切な介入や支援により、生活機能の維持向上が可能であるとされています。
 ※チームオレンジ…認知症と思われる初期の段階から、心理面や生活面を支援するため、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズなどと認知症サポーターなどの支援者をつなぐ仕組みです。
 ※成年後見制度…知的障がいや精神障がい、認知症などで判断能力が不十分な方に対し、支援者（成年後見人）となってサポートを行い、不当な契約などから本人の生活や財産を守る制度です。成年後見人には家族や親族のほか、研修を受け家庭裁判所が選任した市民（市民後見人）や社会福祉法人（法人後見人）などがなることが可能です。

1-4

障がい者(児)福祉の充実



1 施策分野の目指す姿

障がい者や障がい児が安心して暮らすことができるまちを目指します。

2

現状・問題点

本市では、障がい者に関わる施策を計画的、総合的に推進するための「障がい者基本計画」及び、障がい福祉サービスを計画的に提供していくための「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を推進してきました。

一方、令和5年度に実施した「美馬市障がい児・者実態調査」から障がいのある方々への介護や介助を家族や親族が多くを担っている実態が確認されました。特に、18歳以上の療育手帳所持者では親が介助をしている場合も多く、介助者の高齢化という問題に直面していると考えられます。

3

解決すべき課題

障がいのある人が必要とする支援や社会参加のニーズは多様化しており、市民一人ひとりの障がいに対する理解と適切な配慮が求められています。

また、障がい福祉サービスのみならず、社会や地域で障がいのある人やその家族が孤立しないような環境づくりが必要です。特に、災害時の安否確認や避難の支援が必要であり、地域住民の協力を得るため、障がいに対する更なる理解促進に地域ぐるみで取り組む必要があります。

さらに、障がいのある人本人やその家族の高齢化に伴い、経済的な不利益を被らないよう、成年後見制度※や日常生活自立支援事業※の活用、本人の意思を尊重するための意思決定に対する支援について推進する必要があります。

4

施策

1 障がい者に対する理解促進

担当課：長寿・障がい福祉課

【市が取り組むこと】

- 障がいのある人に対する偏見や差別をなくし、ノーマライゼーション※の理念の浸透や、障がいのある人に対する理解と認識を深めるため、啓発活動を推進するとともに、地域住民と互いに交流できる機会を充実します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 障がいについての正しい理解を深めましょう。
- **市民** 地域福祉活動など、地域でできるボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- **市民・団体** 地域でのイベント企画や運営、参加を通じて交流を深めましょう。



2 障がい福祉サービスの提供

担当課：長寿・障がい福祉課

【市が取り組むこと】

- 障がいのある人が尊厳を持ち安心して社会生活を営むことができるよう、障がいの特性やニーズを踏まえた福祉サービスを提供します。
- 療育の必要な子どもの成長に応じて、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの円滑な活用を促進します。
- 障がいのある人のみならず、家族、施設職員、相談支援事業者または地域住民全体によるネットワークをつくるなど、相談支援体制を充実させます。

【市民等が取り組むこと】

- 事業者** 医療・福祉の関係機関は相互に連携し、適切なサービスを提供しましょう。

3 障がい者の社会参加の促進

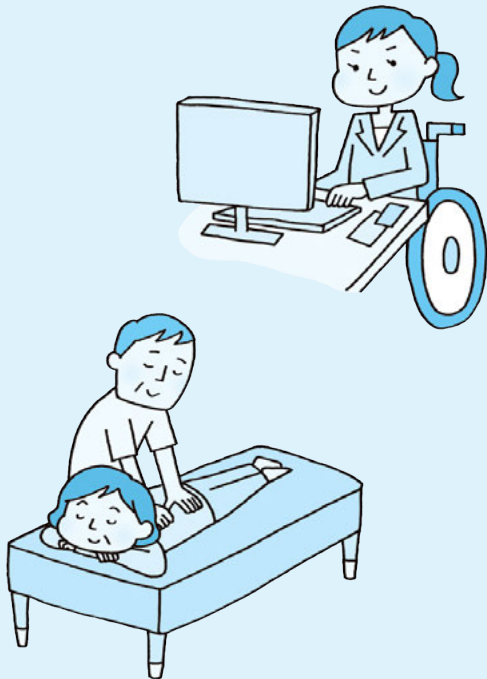
担当課：長寿・障がい福祉課

【市が取り組むこと】

- 地域活動支援センター※の活動を支援し、障がいのある人の社会参加につなげます。

【市民等が取り組むこと】

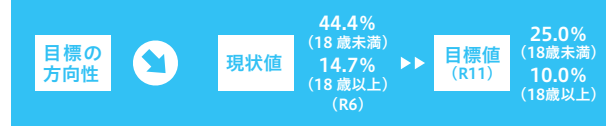
- 団体・事業所** 障がいのある人の雇用に積極的に取り組み、働きやすい環境を作りましょう。



5

成果指標

- 障がいを理由にした差別やいやな思いをしたことがある障がい者（児）の割合 [対応施策：1]



- 在宅で生活している身体障がい者の割合 [対応施策：2]



- 地域活動支援センターの利用者数 [対応施策：3]



6

関連する個別計画

【計画名】	美馬市障がい者基本計画（第4期）
【計画期間】	令和6年度～令和11年度
【計画名】	美馬市障がい福祉計画（第7期）
【計画期間】	令和6年度～令和8年度
【計画名】	美馬市障がい児福祉計画（第3期）
【計画期間】	令和6年度～令和8年度

※成年後見制度…知的障がいや精神障がい、認知症などで判断能力が不十分な方に対し、支援者（成年後見人）となってサポートを行い、不当な契約などから本人の生活や財産を守る制度です。成年後見人には家族や親族のほか、研修を受け家庭裁判所が選任した市民（市民後見人）や社会福祉法人（法人後見人）などがなることが可能です。

※日常生活自立支援事業…判断能力に不安があり、支援が必要な方を対象に本人との契約により福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。社会福祉協議会がサービスを提供しています。

※ノーマライゼーション…「障がいのある人が、障がいのない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という考え方です。

※地域活動支援センター…障害者総合支援法に基づき、障がいのある人を対象として創作的活動や生産活動、社会との交流促進などの機会を提供する支援機関です。



1 施策分野の目指す姿

安心して子どもを産み、育てられるまちを目指します。

2

現状・問題点

共働き世帯の増加や核家族化、地域のつながりの希薄化により、子育てについて相談できる人が身近にいないなど、保護者の子育てに対する不安感や孤独感が高まっており、少子化に伴う子ども同士の交流の減少なども課題となっています。

こうした中、本市では、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、相談・情報提供体制の整備や、就学前教育・保育の確保、子育て支援サービス事業の実施、子育て世帯への経済的支援などに取り組んでいますが、地域における子育て支援の必要性はますます高まっています。

3

解決すべき課題

妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援を一体的に行うことで、子どもを安心して産み育てることができる環境をつくる必要があります。

また、子育て世帯のニーズに沿った支援やサービスを提供するための体制を整備するとともに、子育てに対するさまざまな不安の解消や児童虐待の未然防止のため、令和6年4月に子どもすこやか課内に設置した「こども家庭センター」を中心に、母子保健と児童福祉における「伴走型」の支援※を行う必要があります。

4

施策

1 妊娠・出産・子育てへの包括的な支援

担当課：子どもすこやか課

【市が取り組むこと】

- 母子健康手帳の交付時から保健師などの専門職による相談、支援体制を整えます。
- 乳幼児を持つ保護者などが交流できる機会を充実します。
- 子どもの医療費助成などによる支援を行います。
- 広報紙やホームページ、SNSなどの媒体を活用し、妊娠、出産、子育てに関する情報を発信します。
- 児童相談所などの関係機関と連携し、虐待児童の早期発見、早期対応に取り組めます。

【市民等が取り組むこと】

- **市民・地域** 男女が家事や育児などに協力し合う意識を持ちましょう。
- **事業所** 子育てと仕事の調和の実現や育児休業などの定着、子育てに配慮した職場環境を整備しましょう。
- **市民** 子育ての仲間づくりにつながるイベントなどに積極的に参加し、子ども同士の交流や子育て情報の交換を進めましょう。



▲赤ちゃん訪問

2 就学前教育・保育の充実

担当課：子どもすこやか課

【市が取り組むこと】

- 子どもの特性や発達について、認定こども園等と保護者とが共通理解を深めるとともに、認定こども園等において発達段階に応じた適切な教育・保育を行います。
- 特別な支援が必要となる子どもの早期発見、早期支援に取り組みます。
- 子どもの連続的な育ちや学びのため、小学校などの関係機関と連携し、円滑な接続を進めます。
- 質の高い教育・保育サービスを提供し、多様なニーズに応えます。

【市民等が取り組むこと】

- **保護者** 認定こども園等の行事などに積極的に参加しましょう。



▲岩倉認定こども園 水遊び

3 ひとり親家庭への支援

担当課：子どもすこやか課

【市が取り組むこと】

- 児童扶養手当の支給や、就労支援、母子自立支援施設への入所措置などにより、ひとり親家庭の経済的な自立に向けた支援を行います。
- ひとり親家庭における安定した生活環境の確保に向け、学びや就労の機会と住まいの提供などの支援を行います。
- こども家庭センターに保健師、家庭児童相談員及び母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の子育てに対する相談支援を行います。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 子育てや生活面での悩みを抱え込まず、家族や親族、周囲の人、専門機関などへ相談しましょう。

5

成果指標

- 子育てしやすいと感じている就学前の児童を養育する保護者の割合 [対応施策：1・2]



- 待機児童数 [対応施策：2]



- 子どもの成長を見るのが楽しみであると感じる保護者の割合（ひとり親家庭） [対応施策：3]



6

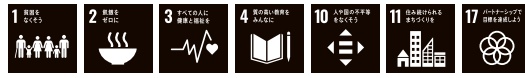
関連する個別計画

【計画名】	第3期美馬市子ども・子育て支援事業計画
【計画期間】	令和7年度～令和11年度
【計画名】	美馬市幼児教育・保育推進計画
【計画期間】	令和2年度～
【計画名】	健康増進計画「健康みま21（第3次）」
【計画期間】	令和6年度～令和17年度

※「伴走型」の支援…社会的孤立に対応するために「つながり続けること」を目的とした支援のことです。

1-6

生活福祉の充実と住まいの確保



1 施策分野の目指す姿

全ての市民が安心して暮らすことができる環境が整備され、自立した生活を送ることができるまちを目指します。

2

現状・問題点

令和5年度末時点の本市における被保護世帯数は354世帯で、被保護人員数は434人、保護率は16.1%であり、令和元年度末（被保護世帯数431世帯、被保護人員546人、保護率18.8%）と比較してそれぞれ減少しています。一方、被保護世帯のうち、65歳以上の高齢者の単身世帯の割合が増加しており、令和5年度末には60.4%に達しています。

また、すべての市民が住宅の確保に困窮することがないように、市営住宅の維持管理を行い、安全な住環境の提供に取り組んでおり、令和6年5月現在で1,127戸の市営住宅を管理しています。このうち約半数が昭和50年以前に建築された老朽化した住宅で、入居率は63.8%にとどまっており、耐用年数を越えた住宅の居住性能が大きく低下しています。

3

解決すべき課題

生活困窮世帯を把握し、生活保護制度を活用しながら、世帯の経済的自立を支援する一方、高齢者や傷病者世帯については、各世帯が自立した日常生活を送ることができるよう、医療や障がい、介護などの支援制度の活用を支援する必要があります。また、生活保護に至っていないにもかかわらず経済的に困窮している世帯に対しては自立相談支援事業を活用し、相談者が安心して暮らすことができるよう支援することも重要です。

また、市営住宅の多くが老朽化しているため、入居率や今後の住宅需要を踏まえたうえで、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的な維持修繕を進める必要があります。

4

施策

1 生活困窮者への自立相談支援

担当課：生活福祉課

【市が取り組むこと】

- 生活保護に至らない生活困窮者が、経済的な問題について気兼ねなく相談できるよう、社会福祉協議会（暮らしサポートみま）に委託して実施している自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援などの各事業の充実と、相談窓口の広報、周知に取り組みます。

【市民等が取り組むこと】

- 市民** 生活に困窮していると感じたら、早めに市の各種相談窓口や民生委員・児童委員、暮らしサポートみまへ連絡・相談しましょう。
- 地域** 周囲で困窮していると思われる世帯、もしくは困窮していることが明らかな世帯がある場合は、上記相談窓口へ情報提供しましょう。



2 生活保護世帯への給付と自立支援

担当課：生活福祉課

【市が取り組むこと】

- 生活保護受給世帯が持つさまざまな課題に対応するため、相談体制を充実し、効果的な制度活用を行うことで、世帯の自立に向けた取組を進めます。
- 就労希望者や失業者など就労に不安を抱える方に対し、就労支援員による指導・助言や、ハローワークとの連携による就労斡旋、資格取得の支援に取り組むことにより、経済的自立を促します。
- 生活保護受給世帯内の子どもが将来にわたり自立した生活ができるよう、子どもの就学や資格取得を奨励し、確実な就労につながるように支援を行います。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 生活保護制度についてわからないことがあれば、担当窓口にご相談しましょう。
- **市民** ハローワークなどによる職業相談や企業説明会、資格取得講座などを積極的に活用し、早期就労につなげましょう。
- **市民** 自身の将来の具体的なプランを立て、必要な資格情報を集め、積極的な取得に努めましょう。
- **市民** 就学や就労については、学校の教員や相談員、担当ケースワーカーなど周囲の協力者に助言を求めるとともに、各種奨学金や進学・就学助成制度を活用しましょう。

3 市営住宅の提供

担当課：住宅・拠点整備課

【市が取り組むこと】

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づいて、計画的に維持修繕を実施し、安全・安心で快適な市営住宅を提供します。また、住宅需要に応えるため、募集可能な住宅を確保します。

【市民等が取り組むこと】

- **市営住宅入居者** 市営住宅の共用スペースの清掃、ゴミや排水の処理、周辺の草刈りや樹木の剪定などの環境保全活動に取り組むとともに、騒音など他の入居者の迷惑になるようなことを控えましょう。

5

成果指標

- （生活困窮者への）相談支援実績件数
[対応施策：1]



- 生活保護率 [対応施策：2]



- 募集している市営住宅の入居率 [対応施策：3]



6

関連する個別計画

【計画名】	第 4 期美馬市地域福祉計画
【計画期間】	令和 7 年度～令和 11 年度
【計画名】	美馬市公営住宅等長寿命化計画
【計画期間】	令和 5 年度～令和 14 年度

疾病の予防と 地域医療体制の確立



1 施策分野の目指す姿

市民ができるだけ長く健康で活動できるまちを目指します。

2

現状・問題点

本市では、公共交通機関に乏しく、自家用車に頼る生活環境や糖質の多い食生活が影響し、糖尿病の治療者数が年々増加傾向にあります。本市の糖尿病による死亡率※は人口10万人当たり37.1人と、県平均の18.5人、全国平均の13.1人を大きく上回っており、男女ともに平均寿命が国や県よりも短く、国民健康保険や後期高齢者医療制度における一人当たりの医療費も増加傾向にあり、国や県に比べて高い状況が続いています。

このような中、令和6年3月に健康増進計画「健康みま21（第3次）」を策定し、「人生100年時代」にあわせて、市民の誰もがいつまでも健康で活躍できる環境の構築に向けて取り組んでいます。

3

解決すべき課題

少子・高齢化が急速に進む中、市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」との意識を持ち、妊娠期（出生前）から高齢期まで、ライフステージに応じた健康増進に取り組む必要があります。

健康や医療に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力である健康リテラシー※の向上が、病気の予防や健康寿命の延伸につながるとされていることから、健康に関する正しい知識の市民への浸透や、ハイリスク者に限定しない幅広い市民を対象とした運動習慣の定着や食生活の改善などを促すための対策が必要です。

4

施策

1 疾病の予防

担当課：保険健康課

【市が取り組むこと】

- 特定健康診査やがん検診などの受診環境を整備し、受診率を向上させます。
- 必要に応じて保健指導を実施し、特定健診受診者の生活習慣病予防や重症化予防につなげ、市民の健康を保持増進します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 市が実施する各種健（検）診を積極的に受診しましょう。
- **市民** ライフステージに合わせて自らの生活習慣を見直すなど、疾病予防を心がけましょう。

2 生活習慣病重症化の予防

担当課：保険健康課 / 子どもすこやか課

【市が取り組むこと】

- 妊娠期から乳幼児期まで継続した母子保健事業を通じて、幼児期からの基本的な生活習慣を形成します。
- 生活習慣病の発症や重症化を予防するため、若年層からの特定健康診査の受診率と保健指導率の向上に取り組めます。
- 医療機関などとの連携を強化し、生活習慣病の重症化予防とがん検診の受診体制の整備に取り組めます。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 自らの健康を維持するため、食事などの生活習慣習得に努めましょう。

3 地域医療体制の確立

担当課：保険健康課

【市が取り組むこと】

- 県や市医師会と連携し、かかりつけ医制度や在宅当番医制度、救急医療体制を維持するとともに、地域の医療体制の保持及び充実に取り組みます。
- 国民健康保険直営診療所を中心に、山間へき地における医療体制を確保します。

【市民等が取り組むこと】

- 日頃から「徳島救急医療電話相談（# 7119）」や「徳島こども医療電話相談（# 8000）」を利用する、かかりつけ医を持つなど、適正な受診行動に向けた取組を行いましょ。



▲木屋平診療所

4 市民の健康リテラシーの向上

担当課：美と健康のまち推進課

【市が取り組むこと】

- 健康に関する正しい情報を健康無関心層に広めるとともに、市民の健康リテラシーの向上に取り組みます。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 健康に関する正しい情報を入手し、理解して活用する能力である健康リテラシーを身につけましょ。
- **市民** 健康づくりに関心を持ち、健康に関する正しい情報を周囲の人にも伝えましょ。



5

成果指標

- 特定健診受診者に占める糖尿病有病者の割合（国保） [対応施策：1]



- 特定保健指導実施率（国保） [対応施策：2]



- 休日・夜間における医療供給体制の充足率 [対応施策：3]



- 健康に関心があり、生活習慣の改善に取り組んでいる市民の割合 [対応施策：4]



6

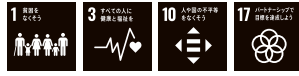
関連する個別計画

[計画名]	健康増進計画「健康みま21（第3次）」
[計画期間]	令和6年度～令和17年度
[計画名]	第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
[計画期間]	令和6年度～令和11年度
[計画名]	第3期美馬市子ども・子育て支援事業計画
[計画期間]	令和7年度～令和11年度

※糖尿病による死亡率…「令和4年徳島県保健衛生統計年報（令和6年3月発行）」より出典。

※健康リテラシー…「一定レベルの健康知識、ノウハウに基づいて、健康や医療に関する正しい情報を見極め、理解し、活用できる能力」のことです。

国民健康保険及び 後期高齢者医療保険の安定的な運用



1 施策分野の目指す姿

市民が必要に応じて医療の提供を受けられるよう、安定的な制度運営が行われるまをを目指します。

2

現状・問題点

平成 30 年度に国民健康保険の制度改革が実施され、後期高齢者医療保険とともに、財政運営が県単位化されました。給付に関する財政基盤の安定化が進められた一方、被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、一人当たりの医療費の増加が続いています。医療費の増大は、保険税・料など市民の負担増につながるため、医療費適正化に向けた対策が必要です。

3

解決すべき課題

医療保険制度を安定的に運営するためには、財政健全化に取り組む必要があります。歳出面では、「給付の適正化」を実施し、歳入面では「保険税・料収入の確保」を進める必要があります。

また、被保険者が疾病予防や健康づくりに積極的に取り組むことは、健康寿命の延伸や医療費の削減にも寄与するため、疾病予防と健康づくり対策の強化が必要です。

4

施策

1 被保険者への医療給付

担当課：保険健康課

【市が取り組むこと】

- 医療費通知やジェネリック差額通知により自己負担額の「見える化」を行い、医療費の適正化に取り組みます。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 医療費負担の増加が、保険税・保険料などの自己負担につながることを理解し、適切な受診やジェネリック医薬品の使用を心がけましょう。



2 被保険者の疾病の予防と健康づくりの推進

担当課：保険健康課

【市が取り組むこと】

- 特定健康診査の受診勧奨により、受診者の早期治療、早期指導につなげます。
- 被保険者の生活や医療費への負担が大きい糖尿病性腎症など、生活習慣病の重症化を予防することにより、被保険者のQOL※向上と医療費の抑制に取り組めます。
- 健康無関心層の行動変容につながるよう、被保険者を対象とした意欲向上への「動機づけ」の仕組みを導入します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 疾病予防や健康づくりに関心を持ち、生活習慣を改善しましょう。

3 保険税・保険料の収納率向上

担当課：保険健康課 / 税務課

【市が取り組むこと】

- 保険税・保険料の納付に対する理解を促進します。
- 滞納者に対しては、納付相談をはじめ、あらゆる機会を通じて納付を促し、滞納案件の早期解決と新たな滞納の発生を抑制します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 相互扶助である医療保険制度を理解し、保険税・保険料の期限内納付に努めましょう。
- **市民** 特別な事情で納付が困難な場合には、市役所の窓口で相談し、計画的な納付に努めましょう。



5

成果指標

- ジェネリック医薬品使用割合 [対応施策：1]



- 特定健診の受診率（国保） [対応施策：2]



- 国民健康保険税の収納率 [対応施策：3]



- 後期高齢者保険料の収納率 [対応施策：3]



6

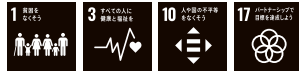
関連する個別計画

【計画名】	健康増進計画「健康みま21（第3次）」
【計画期間】	令和6年度～令和17年度
【計画名】	美馬市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）
【計画期間】	令和6年度～令和11年度
【計画名】	特定健康診査等実施計画（第4期）
【計画期間】	令和6年度～令和11年度

※QOL…「Quality Of Life」の略で、「生活の質」や「生命の質」などと訳される、個人が生きるうえで感じる日常生活の充実度や満足度のことです。

1-9

介護保険の安定的な運営



1 施策分野の目指す姿

市民が必要に応じて、介護サービスを受けられるよう、安定的な制度運営が行われているまちを目指します。

2

現状・問題点

全国的には、65歳以上人口は令和22年を超えるまで、75歳以上人口は令和37年まで増加傾向が続き、さらに85歳以上人口は令和17年まで75歳以上を上回る勢いで増加傾向が続くことが見込まれています。本市においても令和6年3月末における本市の65歳以上の高齢者は10,771人で、総人口の40.6%を占めています。こうしたことから、今後も要介護の認定率は増加し、介護給付費は高い水準で推移すると見込まれます。

3

解決すべき課題

住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活をするため、在宅のままで受けられるサービスなど、地域に密着した介護サービスの充実が求められています。

また、介護保険制度を将来にわたり持続可能な制度として運営していくために、介護予防事業の一層の推進による介護給付費の抑制と、介護保険料の収納率の向上による財源の安定確保を目指す必要があります。

4

施策

1 介護サービスの給付

担当課：長寿・障がい福祉課

【市が取り組むこと】

- 介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で、自分らしく安心して生活をするための、居宅サービスの提供体制を整えます。
- 適切で質の高いサービスが提供できるよう事業所へ助言や指導を行うとともに、介護支援専門員などを対象とした研修会を開催します。
- 訪問介護サービスの提供における地域間格差が生じることがないように、提供体制を整えます。



2 要介護・要支援の予防

担当課：長寿・障がい福祉課

【市が取り組むこと】

- 高齢者が、要介護や要支援状態になることを予防し、自立した日常生活を送ることができるよう、介護予防ケアマネジメント※に取り組みます。
- 高齢者のフレイル予防※、生活習慣病の発症や重症化の予防に向けた対策を実施します。
- 高齢者の特性に応じたきめ細やかな支援を行えるよう、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組めます。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 通いの場やサロンを利用した運動教室などに積極的に参加し、介護予防に取り組みましょう。
- **市民** 定期的な健診の受診や適切な治療を継続し、生活習慣病の重症化を予防しましょう。



▲いきいき百歳体操

3 介護保険料の収納率向上

担当課：長寿・障がい福祉課

【市が取り組むこと】

- 介護保険料の納付に対する理解を促進します。
- 滞納者に対しては、納付相談をはじめ、あらゆる機会を通じて納付を促し、滞納案件の早期解決と新たな滞納の発生を抑制します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 相互扶助である介護保険制度を理解し、介護保険料の期限内納付に努めましょう。
- **市民** 特別な事情で納付が困難な場合には、市役所の窓口で相談し、計画的な納付に努めましょう。

5

成果指標

- 介護サービスを必要な時に利用できていると感じる市民の割合（再掲） [対応施策：1]



- 介護・支援を必要としない高齢者の割合（再掲） [対応施策：2]



- 介護保険料の収納率 [対応施策：3]



6

関連する個別計画

【計画名】 美馬市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画

【計画期間】 令和6年度～令和8年度

※介護予防ケアマネジメント…介護が必要な状態になることを可能な限り防ぎ、もし介護が必要な状態になっても、状態が悪化しないように支援することです。
 ※フレイル予防…「フレイル」とは、加齢に伴い筋力や認知機能などの心身の活力が低下し、要介護状態となる危険性が高くなった状態を指し、健康な状態と介護が必要な状態の中間を意味しています。また、適切な介入や支援により、生活機能の維持向上が可能であるとされています。

ライフパフォーマンス向上と スポーツ・生涯学習の推進



1 施策分野の目指す姿

運動やスポーツを通じて市民のライフパフォーマンスが向上※するとともに、市民が生涯を通じて学び、生きがいを持って活躍できるまちを目指します。

2

現状・問題点

本市では、令和元年度から、運動機能の改善を通じて運動習慣の定着を目指す取組として「ヴォルティスコンディショニングプログラム」を実施してきましたが、幅広い市民にコンディショニングが普及しているとまでは言えない状況です。

また、運動やスポーツを実施する施設の老朽化が進んでいるほか、生涯学習の環境についても、情報化、グローバル化に十分対応できていない状況です。

3

解決すべき課題

市民のライフパフォーマンスが向上するためには、幅広い市民にコンディショニングに取り組んでもらえるよう、普及を推進する必要があります。

また、市民が年齢や体力などに応じて希望する運動・スポーツに取り組むことができるよう、施設を充実させるとともに、図書館をはじめとした生涯学習施設についても、多様化するニーズに対応しなければなりません。

4

施策

1 市民のライフパフォーマンスの向上と健康意識の醸成

担当課：美と健康のまち推進課

【市が取り組むこと】

- 幅広い市民に対して、良好なコンディションの維持や運動習慣の定着を促す取組を実施します。

【市民等が取り組むこと】

- 市民** 運動の習慣化などを通じて、ライフパフォーマンスの向上に努めましょう。



コンディショニング教室▶



▲コンディショニングエキスパート養成

2 スポーツ指導者の育成と スポーツ団体の活動支援

担当課：地域学習推進課

【市が取り組むこと】

- 指導者の確保や養成、施設の充実、活動機会の提供などを通じて総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、スポーツ協会などの団体の活動を支援します。
- スポーツ推進委員会と連携し、スポーツ指導者の指導力向上のための講習会や研修会を開催します。
- 連携協定を締結している大学や企業などの協力を得て、競技力向上やスポーツ人口の拡大に取り組みます。

【市民等が取り組むこと】

- **市民** 自身のスポーツに関する経験や知識を生かし、スポーツの普及に協力しましょう。

3 スポーツ施設の整備・充実

担当課：地域学習推進課

【市が取り組むこと】

- 多様化するニーズに対応できるよう、スポーツ施設の機能を充実させます。
- 市民が安全・安心にスポーツ施設を利用できるように維持管理を行い、老朽化した施設や設備の改修・修繕を計画的に行います。

【市民等が取り組むこと】

- **市民・スポーツ団体** スポーツを通じて自らの健康と体力を維持・向上させましょう。

4 生涯学習の充実

担当課：地域学習推進課

【市が取り組むこと】

- 市民一人ひとりが個性と能力を伸ばし、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯を通じた多様な学習機会を提供します。
- 文化祭など、日頃の活動の成果を発表する機会を提供し、学習意欲の向上と文化意識の高揚につなげます。
- 社会教育団体などと連携して、地域学習活動や学習成果を生かしたまちづくりに関する取組を推進します。

【市民等が取り組むこと】

- **市民・団体** 文化祭、市文化協会などの文化・芸術活動に積極的に参加しましょう。

5

成果指標

- 週に1回以上の運動を実施している市民の割合
[対応施策：1]



- 主観的に健康だと感じている人の割合
[対応施策：1]



- スポーツ少年団の指導者数
[対応施策：2]



- 健康や体力保持のための施設や環境が整っていると感じている市民の割合 [対応施策：3]



- 生涯学習や集い、交流する機会が充実していると感じる市民の割合 [対応施策：4]



※ライフパフォーマンス向上…それぞれのライフステージにおいて最高の能力を発揮できる状態になることです。

学校・幼稚園教育の充実と 青少年の健全育成



1 施策分野の目指す姿

子どもたちが元気に、夢や希望をもって成長することができるまちを目指します。

2

現状・問題点

近年、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しており、グローバル化や情報化社会を生き抜くために必要な知識やスキルを身につけることが求められています。本市では、基本的な生活習慣の定着を図るとともに、幼児から中学生まで一貫した英語教育や、一人一台のタブレット端末を活用した ICT 教育を推進してきました。

一方で、放課後や週末における子どもの居場所づくりを目的とした放課後子ども教室では、地域の協力を得ながら学習活動や体験活動を提供していますが、少子・高齢化の影響で活動回数の減少や後継者が不足しています。また、学校や PTA などの関係団体が連携して、青少年を犯罪や危険から保護する取組を進めています。

3

解決すべき課題

就学前教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じた小学校への移行カリキュラムを実施することで、円滑に小学校教育へ進めるよう支援することが重要です。

また学校教育においては、子どもたちが現代社会で活躍できるよう、ICT 教育の推進が必要不可欠であり、ICT 支援員によるサポートの継続や、快適に活用できる環境の整備を進める必要があります。

さらに、青少年の自立心や規範意識を高めるためには、家庭と地域、学校が連携して健全な社会環境を作り上げることが求められます。課題の解決には、地域の新たなつながりを育み、青少年が意欲的に学べる環境や学習機会の整備・拡充を進めていくことが重要です。

4

施策

1 学校・幼稚園教育の充実

担当課：教育総務課

【市が取り組むこと】

- 「幼稚園教育要領」などに基づいた教育を提供し、健やかに生活できるよう、家庭と連携して基本的な生活習慣の定着に取り組みます。
- 0歳から中学校卒業までの一貫した英語教育を推進します。
- GIGA スクール構想※で整備された一人一台のタブレット端末などを活用して、子どもたちに個別最適な学習環境を提供します。
- 特別な支援を要する園児・児童・生徒に対し、関係機関と連携して個性や能力の伸長を目指した支援を行います。
- 子どもたちがふるさとへの愛着を持つことができるよう、地域の自然や文化、産業に関して学ぶとともに、ボランティア活動などの社会体験の機会を充実します。

【市民等が取り組むこと】

- **保護者** 「早寝・早起き・朝ご飯」など、子どもたちが年齢に応じた生活習慣を身に付けられるようにしましょう。
- **地域** 子どもたちの登下校を見守り、「あいさつ」を通じて温かい地域をつくりましょう。
- **保護者・地域** 園や学校、地域の行事へ参加し、「地域の子育ての輪」を広げるとともに、地域の良さを子どもたちに伝えましょう。

2 学校・幼稚園教育環境の整備・充実

担当課：教育総務課

【市が取り組むこと】

- 学校施設について、快適に学習できる環境を整備するとともに、施設の長寿命化計画に基づいて改修工事を計画的に実施します。
- 小・中学校において、一人一台タブレット端末を継続的に活用できるよう、計画的に ICT 機器や設備の整備を行います。

【市民等が取り組むこと】

- **保護者** 家庭において学校施設や備品の適正な利用を子どもたちに伝えましょう。



▲一人一台端末

3 青少年の健全育成

担当課：地域学習推進課

【市が取り組むこと】

- 青少年健全育成市民会議を中心に学校、家庭、地域、関係団体と連携して、自立心や規範意識、社会貢献に対する青少年の意欲を喚起します。
- 青少年を犯罪や危険から守るための活動を推進します。
- 学校、家庭、地域が連携して、放課後子ども教室や地域のボランティアによる学校への支援活動などを展開します。
- 子ども会活動や青少年の育成活動を支援します。

【市民等が取り組むこと】

- **地域** 地域ぐるみで青少年の健全育成や防犯対策を推進しましょう。
- **地域** 学校や家庭と連携し、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、担い手となる後継者を育成しましょう。
- **市民** 地域の状況に応じた子ども会活動を行い、学校、家庭、地域の連携を深めましょう。

5

成果指標

- 将来の夢や目標を持っている児童・生徒の割合 [対応施策：1]



- ICT 機器を活用することで、自分のペースで理解しながら学習を進めることができている児童・生徒の割合 [対応施策：2]



- 子どもたちの成長を地域ぐるみで支援できていると感じている市民の割合 [対応施策：3]



6

関連する個別計画

【計画名】	美馬市教育振興計画（第3次）
【計画期間】	令和4年度～令和8年度
【計画名】	美馬市英語教育推進計画（第2次）
【計画期間】	令和5年度～令和9年度
【計画名】	美馬市学校再編実施計画
【計画期間】	平成23年度～令和22年度
【計画名】	美馬市学校施設長寿命化計画
【計画期間】	令和2年度～
【計画名】	美馬市幼児教育・保育推進計画
【計画期間】	令和2年度～
【計画名】	第3期美馬市子ども・子育て支援事業計画
【計画期間】	令和7年度～令和11年度

※ GIGA スクール構想…一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現を目指す構想です。